

令和4年度

独立行政法人福祉医療機構
借入金利子補給費の手続等
(制度の概要)

(障害者施設用)



公益財団法人 **東京都福祉保健財団**

【個人情報について】

独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付申請書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付事務の目的以外に利用することはありません。

独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金借入に関する財団の役割について

1. 福祉医療機構福祉貸付資金借入に関する相談業務・借入申込書の作成サポート

- 社会福祉法人等が福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金に対する利子補給を行っていることから、借入申込書作成のサポートを行っております。

利子補給の算定にあたって

※ 利子補給の算定にあたっては、福祉医療機構において事前に融資相談を行ってください。
(補助協議の際も同様となります)

※ 利子補給の初回相談の際には下記の書類をご提出ください。

- ・ 機構借入金額積算内訳表（機構様式）
- ・ 施設整備事業計画書
- ・ 設計図面
- ・ 補助金算出内訳表（補助金・交付金算定様式）
- ・ 敷地の公図
- ・ 資金計画表
- ・ 工程スケジュール
- ・ 面積・事業費按分表及び資金調達内訳一覧表

2. 福祉医療機構福祉貸付資金借入に伴う東京都への進達並びに福祉医療機構への申込取次ぎ業務

- 福祉医療機構から借入を行うにあたっては、東京都及び区市町村が交付する「意見書」及び「意見書添付様式」（借入申込書様式）が必要となります。これは、当該法人の福祉貸付資金借入申込に関する事業計画等が妥当であることを証左するためです。
- 当財団では、当該法人が作成した借入申込書をお預かりし、東京都への進達を行っております。
東京都より意見書が交付された後、財団を経由して福祉医療機構へ借入申込書を送付、その後福祉医療機構が内容等に不備がないことを確認してから、2週間程度を経て当該法人の申込が受理されます。

なお、福祉医療機構は、借入申込受理前の工事請負契約締結・着工を原則として認めていません。申込受理前に契約等を行ったものについては融資が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

3. 福祉医療機構借入金利子補給業務

- 福祉医療機構では、受理した借入申込書及び添付書類に基づき、融資審査を経たうえで、承認されたものについて貸付を内定し、金銭消費貸借契約を締結します。
- 当財団では、福祉医療機構と金銭消費貸借契約を締結した法人から利子補給費の交付申請を受け、申請内容確認後に利子補給費を再算定し交付決定を行います。
- 償還開始後は法人からの請求に基づき、必要書類を確認のうえ、利子を補給します。
- なお、借入金利子については必ずしも機構に支払った利子の全額が補給の対象とはなりません。
- また、福祉医療機構の保証人不要制度（一定利率を上乗せすることで連帯保証人を不要とする制度）を利用する場合、その保証に係る部分の利子については、利子補給の対象外となります。

《利子補給交付申請手続き》

- ① 福祉医療機構に借入申込を行った法人には、当財団から利子補給費交付申請書をお渡ししますので、福祉医療機構と契約締結後、必要事項を記入の上、金銭消費貸借契約証書の写し等添付書類と共に提出してください。
- ② 申請書類の内容を確認し、交付予定額再算定後、当財団から「福祉医療機構借入金利子補給費交付予定者決定通知書」と「利子補給費年次表」を送付します。
- ③ 当財団から「独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費の交付請求について／利子補給費交付請求書」を送付します（送付時期等は下表参照）。
- ④ 福祉医療機構に利子を支払った後、利子補給費交付請求書に利子を機構に支払ったことを証する書類の写しを添付して当財団へ請求してください。
- ⑤ 当財団で支払内容を確認し、法人が指定する金融機関に振込みます。

《利子補給費交付請求書の提出及び利子補給費の交付時期》

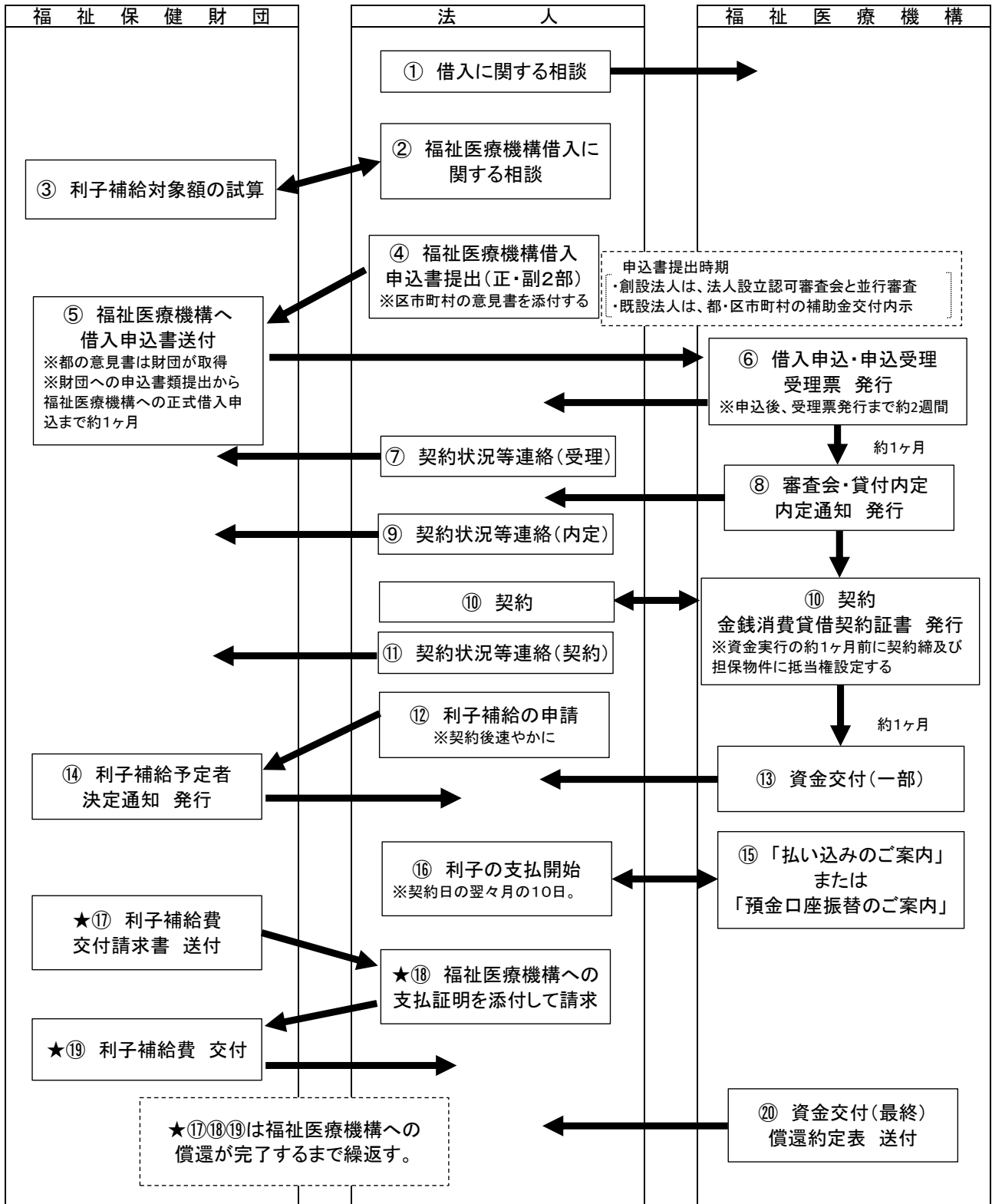
利子の支払い月	請求書送付時期 (当財団⇒法人)	請求書提出期限 (法人⇒当財団)	交付予定時期
4月～6月	4月下旬	6月21日(火)必着	7月上旬
7月～9月	7月下旬	9月22日(木)必着	10月上旬
10月～12月	10月下旬	12月21日(水)必着	1月上旬
1月～3月	1月下旬	3月22日(水)必着	4月上旬

◎ 参考

- ・福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/>)
- ・財団ホームページ (<https://www.fukushizaidan.jp/>)

※ご不明な場合には、当財団の運営支援室施設支援担当（電話【03(3344)8635】）までお問い合わせください。

○福祉医療機構への借入申込から財団利子補給までの流れ



⑨ 平成22年度から元金及び利息の支払い方法が、原則毎月償還となりました。そのため、福祉医療機構との契約締結後、すみやかに利子補給費交付申請書を当財団へ提出してください。この申請がないと利子補給ができなくなります。

⑩ 福祉医療機構からの資金交付がありましたら、財団にご連絡ください。

⑪ 福祉医療機構との契約内容、利子補給費交付申請時の実事業費等により、利子補給対象額を算定し、利子補給費交付予定額を決定します。

⑭ 利子補給費交付時期に「独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費の交付請求について/利子補給費交付請求書」を送付します。

⑮ 福祉医療機構に利子を支払ったことを証する書類の写し及び支払金額を確認するため、福祉医療機構から送付される「払込みのご案内」または「預金口座振替のご案内」または「償還約定表」を添付のうえ請求してください。

⑯ 当財団で支払内容を確認後、利子補給費を交付します。

福祉貸付資金借入申込書類（総合チェックリスト）

※作成にあたっては「福祉貸付資金（直接貸付）借入申込みの手引き」をご確認ください。

区分	書類番号	様式	借入申込書及び添付書類	該当提出事項等	<input type="checkbox"/> 欄(紙)	<input type="checkbox"/> 欄(電子)	
借入申込書等	0	○	主な説明項目	融資相談時等において提出されていない場合は忘れずに添付してください。			
	1-1	○	借入申込書	書類番号1-1から1-3はセットの書類になるので添付漏れがないようにしてください。 ※経営資金用借入申込書は、借入申込計画概要（1-2）及び積算内訳（1-3）が1枚にまとめられています。			
	1-2	○	借入申込計画概要				
	1-3	○	積算内訳				
	2-1	○	都道府県・市区町村意見書（原本）	書類番号2-1、2-2はセットの書類になるので添付漏れがないようにしてください。			
	2-2	○	意見書別添				
申込者の概要	3-1	●	法人役員の一覧	役員及び監事についてご記入ください。			
	3-2	●	法人評議員の一覧	評議員についてご記入ください。			
	3-3	○	開設施設の状況				
	3-4	●	法人の主な概要				
	3-5	○	借入申込時確認シート				
	4		法人登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	新設法人の場合は認可申請書及び法人設立時の財産目録を添付してください（案でも可）。			
	5		理事長の履歴書（新設法人の場合は予定者）				
6		直近1カ年の全ての決算書（拠点別・事業別明細を含む）	既設法人で借入実績がない場合は2カ年の決算書を添付してください。				
申込計画の概要	建物及び敷地の概要	7	○	建築工事費等見積書（原本）	融資率や貸付利率が異なる施設を整備する場合は施設ごとに分けて作成してください。		
		8		建物の配置図・平面図・施設(事業)別部屋別面積表			
		9		敷地の権利関係を示す書類「贈与・売買契約書」「地上権、賃借権及び定借権等設定契約書」(写)	贈与・売買契約書：今次事業で新たに取得する土地・建物 地上権、賃借権及び定借権等設定契約書：今次事業で賃借する（既に行っている）土地・建物		
	資金調達	10	●	建築資金等の贈与者（共募受配者指定寄付含む）の状況			
		11		建築資金等贈与契約書（写）			
		12		贈与者の預金残高証明書（原本）	発行元に確認する場合があります。		
13	○	当機構宛て情報交換承諾書（原本）及び協調融資金融機関宛て同承諾書（写）	協調融資による民間金融機関借入が含まれている場合は添付してください。				
償還	14	●	資金収支見込計算書	積算根拠を添付してください。			
	15	○	既往借入金の状況（法人全体）				
担保・保証人	16	○	敷地、建物、担保予定の状況				
	17		公図上の建物配置図				
	18		借入、担保提供及び保証人に関する借入申込法人理事会議事録(新設法人は準備委員会) (写)	「〇〇千円を借入申込する」「償還期間〇年・据置期間〇年・変動/固定金利」「〇〇の土地・〇〇の建物を担保提供する」「〇〇を連帯保証人とするor連帯保証人不要制度を利用する」の内容について語り、承認を得たことが明示されたもの。			
	19		担保物件の登記簿謄本又は登記事項証明書(写し、登記情報提供サービス(全部事項)でも可)				
	20		借地の登記簿謄本又は登記事項証明書(写し、登記情報提供サービス(全部事項)でも可)	計画敷地が借地で担保提供できない場合に該当するものです。			
	21		地番付き道路の登記簿謄本又は登記事項証明書(写し、登記情報提供サービス(全部事項)でも可)	進入路部分に接する土地に公図上地番が設定されている場合に添付してください。			
	22	○	借地に係る施設建築及び抵当権設定にかかる確認書(写)	今次計画敷地が借地の場合に作成してください。 ※原則として敷地全体が公有地の場合はご提出不要です。			
	23		担保物件の評価書類（原本）	(既存)建物：固定資産管理台帳等決算の明細書 等 土地：自治体が発行する固定資産評価証明 等			
24	○	連帯保証人承諾書（原本）	連帯保証人の場合に提出してください。				
その他			福祉医療機構が必要に応じて求める書類	建築確認申請書（第一面～第六面）、確認済証、直近の合計残高試算表（資金収支、事業活動、貸借）、公募要項等			

(注1) 「様式」欄が○になっている書類は機構が指定する様式で作成願います。「様式」欄が●になっている書類は機構が指定している様式はありますが、補助金の協議書類に同様の書類があればその書類を代用しても構いません。

(注2) 「欄(電子)」に斜線が入っていない書類については、CD-ROM、DVD-ROM等を用いて電子ファイル（Word、Excel、PDF等）で提出しても構いません。

機構借入金額積算内訳〔金額単位：千円〕

令和4年度事業

【1. 建築資金及び設備備品整備資金】

区 分	実際事業費	機構基準事業費
1 建築工事費	450,000	360,000
2 特別工事費		
2-1 大型設備等工事費		
2-2 特殊工事費		
うち解体撤去工事費		
うち仮施設整備工事費		
3 設計監理費	18,000	18,000
4 設備備品整備費	10,050	
合 計	(A) 478,050	(B) 378,000

設置・整備資金 借入申込金額 (I)+(II)
100,000

(注) 建築工事費・特別工事費(含大型設備・特殊)・設計監理費は、建築工事費等見積書に記載の金額と合致させて下さい。

《機構基準事業費の算出内訳》

施設種類	本 体		大型設備等金額	解体金額	仮設金額
	定員数・施設数	単価 金額			
本体	60	6,000 360,000			
合 計		360,000			

《借入申込金額の算定》

(1) 控除する補助金・交付金の算出

国庫補助金(自治体義務的負担分含) 次世代交付金、安心子ども基金(〃) 保育所等整備交付金(〃) 都道府県・指定都市・中核市補助金 ①	地域介護・福祉空間交付金及び 地域医療介護総合確保基金 交付決定額 ②	控除対象交付金額の上限 ③	②の対象事業に対する自 治体からの交付決定額 ④
(171,400)	() × 1.5 = ()	()	()
自治体の単独(上積)補助金⑤	民間補助金⑥		今次計画に対して受ける 補助金及び交付金総額
(170,480)	()		(341,880)

(2) 機構借入金の算出(下段はうち無利子分の算出)

基準事業費 (A)と(B)のいずれか低い額)	控除する補助金額	融 資 率	借入金の上限	借入申込金額(I)
(378,000) (a)	— 171,400) (b)	× 90 % (c)	= 185,940 {(a) - (b)} × (c)	≥ 100,000
() (d)	— () (e)	× % (f)	= {(d) - (e)} × (f)	≥

(注)無利子分の算出における基準事業費:控除する補助金額のうち無利子分対象額に3分の4を乗じた額

【2. 土地取得資金】 融資対象事業に係る建物の延べ床面積: _____ m²

区 分	実際事業費	融資限度面積	基準事業費	参考(全体分)
取得費	千円		千円	千円
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
単 価	円/m ²		円/m ²	円/m ²

基準事業費	控除する補助金額 (土地分)	融 資 率	借入金の上限	借入申込金額(II)
() (g)	— () (h)	× 90 % (i)	= {(g) - (h)} × (i)	≥

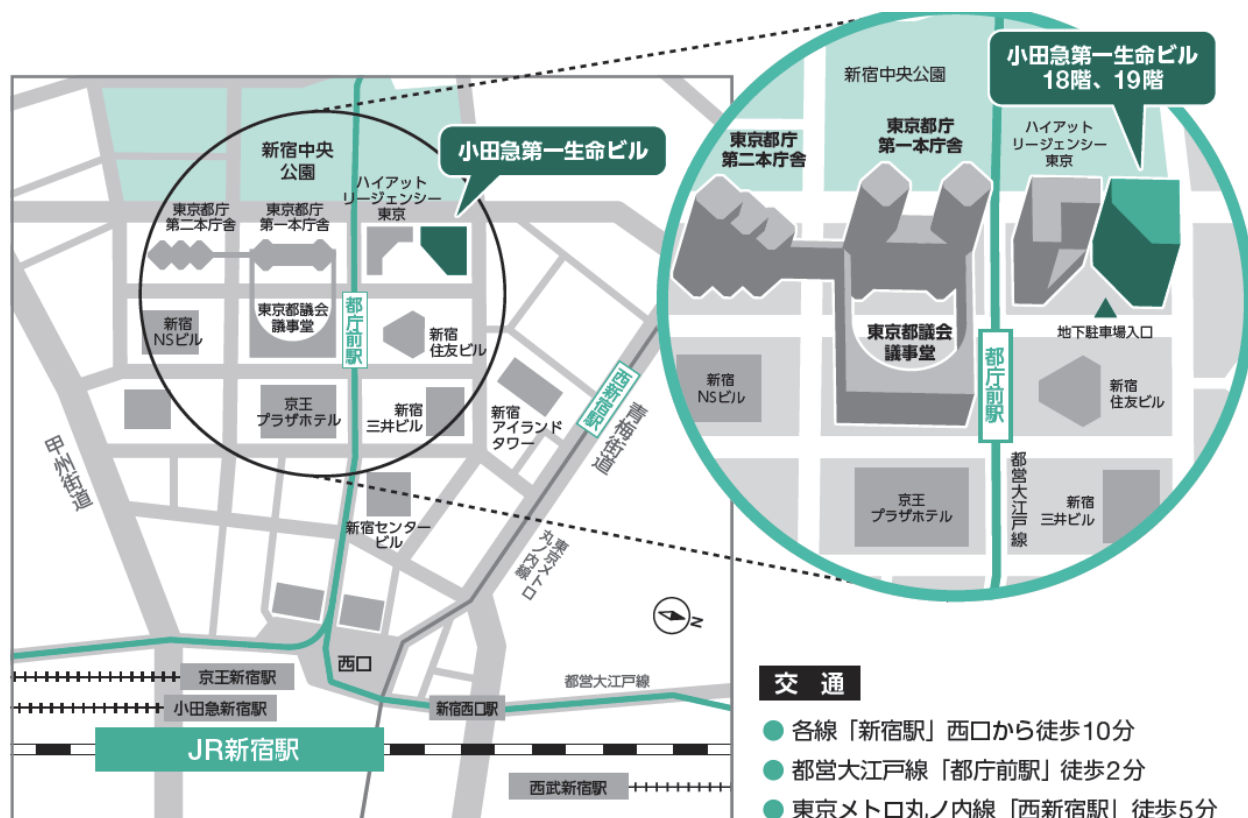
利子補給費対象額算定表

社会福祉法人		〇〇会					
対象事業 (施設)	施設名	△△園			種類	障害施設 多機能型 (新設)	
	利用定員	人			整備後	生活介護50人・就労継続B型10人 人	
福祉医療機構 借入計画	借入額	100,000 千円			利率	0.3 % (申込時)	
	利子額	3,295 千円			償還方法	月賦	
整備計画					資金計画		
区分	1 施設整備	2 設備整備	3 土地取得			国・都補助金	171,400
構造	1 耐火	2 準耐火	3 その他	建築延床面積	375.54 m ²	都上積補助金	170,480
区分	実事業費		必要と認める経費		民間補助金		
本体工事費 (冷暖房) (浄化槽) (乗用エレベーター) (スプリンクラー) (就労・訓練設備)	A 千円 450,000		C 千円 415,800		計		E 341,880 千円
大型設備等工事費 ※就労・訓練整備を除く。					区市町村補助金		
解体撤去					贈与金		
仮設施設					自己資金		36,170
設計監理費	18,000		18,000		財団土地貸付金		
備品費	10,050		10,050		銀行借入(土地)		
土地取得費			(上限 50,000 千円)		銀行借入(建物)		
機構融資対象外工事費	()				福祉医療機構借入金		100,000
当初運転資金等	()						
合計	478,050		D 443,850		合計		478,050
必要と認める経費の算定		B = 415,800,000 円					
種別	単価	高層化(×1.1)	利子補給対象額				
1 本体(生活介護、自立訓練、就労移行・継続支援)	6,300,000 円	× 60 人	× 1.1	=	415,800,000 円		
施設入所支援整備加算	円	× 人	×	=	円		
短期入所整備加算	円	× ユニット	×	=	円		
就労・訓練事業等整備加算	円	× 事業	×	=	円		
発達障害者支援センター整備加算	円	× 事業	×	=	円		
2 共同生活介護・共同生活援助	円	× ユニット	×	=	円		
3 短期入所事業	円	× 床	×	=	円		
4 障害児施設(入所)	円	× 人	×	=	円		
短期入所整備加算	円	× 人	×	=	円		
発達障害者支援センター整備加算	円	× 事業	×	=	円		
5 障害児施設(通所)	円	× 人	×	=	円		
発達障害者支援センター整備加算	円	× 事業	×	=	円		
	円	×	×	=	円		
	円	×	×	=	円		
	円	×	×	=	円		
Cの算定	※ AとBを比較し、金額の低い方をCとする。				C = 415,800 千円		
利子補給費対象借入限度額	必要と認める経費の合計 D - E						
(10万円未満切捨)	建物	(443,850 千円 - 341,880 千円)	× 80 / 100	=	81,500 千円		
	土地	: 土地取得分機構借入額と利子補給費対象上限額(50,000千円)を比べて低い方の額				=	千円
利子補給費対象額	81,500 千円		利子補給額	2,686,044 円			
利子補給期間	20 年間						
内訳	機構借入額	100,000 千円	利子補給対象額	81,500 千円			
	一般	100,000 千円	一般	81,500 千円			
	土地	千円	土地	千円			

○ 利子補給費交付事業の概要

名 称	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付事業
交付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の対象となった費用。 ただし、更生保護事業は除く。 ・定期借地権の利用による一時金に対する貸付は除く。 ・福祉貸付の経営資金及び医療貸付は除く。 ・宗教法人・医療法人・NPO法人・営利法人は対象外。 ・中核市に所在する施設は対象外（一部施設を除く）。
利子補給費対象借入限度額	<p>① 補給額 当該年度中に機構に支払った利子に対する補給額。 ただし、全額対象とならない場合があります。</p> <p>② 対象借入限度額 $\left(\text{必要と認める総事業費}^{\text{注1}} - \text{補助金}^{\text{注2}} \right) \times 80 / 100 = \text{対象借入限度額}$ </p> <p>注1 利子補給費交付対象事業ごとに異なる。 ◎新設、改築の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・本体、冷暖房、昇降機、スプリンクラー、浄化槽等各工事費 <u>利子補給対象単価</u> ・大型設備等工事費、解体撤去、仮施設等各工事費 <u>費用の全額</u> ・備品購入費、設計監理費 <u>費用の全額</u> ◎拡張、大規模修繕等の事業 <u>費用の全額</u></p> <p>ただし、土地取得費の利子補給対象借入限度額は 50,000 千円</p> <p>注2 国・都補助金</p>
補給利率	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療機構との契約利率とする。 ・保証人不要制度等による上乗せ利率分は除く。
交付方法	四半期ごと（福祉医療機構への支払後）年4回 当該年度に支払わなかった利子は補給しない。
補給期間	30年以内。
取 消	<p>補給決定取消（変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事情変更による特別の必要性 ②虚偽の記載
延滞損害金	延滞損害金は補給しない。

案 内 図



〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

 公益財団法人 **東京都福祉保健財団**

事業者支援部 運営支援室 施設支援担当

TEL 03 (3344) 8635

FAX 03 (3344) 8596

<https://www.fukushizaidan.jp/>